

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年（2023年）4月26日

北海道知事 鈴木 直道

## 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

### (1) 業務名

令和5年度気候変動影響の将来予測に関する委託業務

### (2) 業務目的

近年の平均気温の上昇による熱中症のリスクの増加など、気候変動及びその影響は全国各地で現れており、気候変動問題は、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われている。積雪寒冷の地である本道においても2019年、佐呂間町で最高気温が39.5度に達し、北海道の観測史上初めてとなる39度台が観測されている。また、2021年7月は月平均気温の平年差が高い方から第1位となり、年間を通した熱中症救急搬送者数は2,000人近くに上った。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではないが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このようなリスクは更に高まることが予測されている。こうした気候変動の影響に対処し、すでに起こりつつある、または起こりうる影響による被害を回避・軽減するためには地域の状況に応じたリスク評価を行い、きめ細やかに把握することが重要となる。

また、道が令和4年度、環境省からの委託により実施した「国民参加による気候変動情報収集・分析委託業務」では、道民が日々の活動の中で感じる変化として暑熱に関する意見が多く挙げられるなど、暑熱影響についての関心の高さがうかがえる結果となった。

そこで本業務は、地域によって様々な特性を持つ道内の気候変動影響の将来変化を熱中症リスクという視点で予測するとともに、これまでの熱中症救急搬送状況などから本道における暑熱影響対策の推進に資する科学的知見を創出することを目的として、熱中症リスク・搬送者数の予測に有用な暑熱に関する情報収集及び将来予測計算を適切に実施するための手順書（以下、「将来予測手順書」という。）の作成を行うものである。

### (3) 業務内容

次の内容とする。なお、業務にあたっては道と打ち合わせを行いながら進め、打ち合わせの議事録を受託者において作成し、打ち合わせ後5日以内を目途に道に提出すること。

#### ア 本道における熱中症リスク・搬送者数の将来予測に必要な情報の収集

将来予測を行うために必要となる情報を整理し選定すること。なお、受託者において有していない情報については必要に応じて収集すること。（想定される項目を以下に例示する。）

- (ア) 熱中症リスク・搬送者数の予測に有用な暑熱に関する観測データ及び予測に関する知見（気温や暑さ指数など）
- (イ) 道内の熱中症救急搬送状況（搬送者数、年齢、傷病程度、発生場所等）
- (ウ) 道内市町村における人口及び年齢構成の将来推計
- (エ) その他、都市化率や土地利用状況に関する情報、他地域における先行事例など将来予測計算に必要な情報

#### イ 収集した情報の分析及び計算方法の組立て

アで収集した情報を踏まえ、将来予測を実施するための計算方法を検討し組み立てること。組立てにあたっては搬送日における気象状況や搬送者の年齢、傷病程度、発生場所等を分析し、道内における熱中症搬送者の特性を反映できるものとなるよう検討すること。

また、検討結果を踏まえた試算を行い、予測の精度・信頼性などの観点からみた課題点の整理を行うこと。

#### ウ 将来予測手順書の作成

ア・イを踏まえ、熱中症リスク・搬送者数の将来予測計算を行うための手順書を作成すること。

主な予測条件は以下のとおりとする。

(ア) 将来予測シナリオ

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」第6次評価報告書における「SSP1-2.6」及び「SSP2-4.5」とする。ただし、より適当なシナリオの提案があった場合はこの限りではない。

(イ) 予測対象年代及び算出期間

2030年及び2050年を想定して予測するものとする。その他に予測を行うべき年代及び算出期間の設定方法は受託者の提案によるものとするが、道内基礎自治体における適応策検討に資する情報となるよう考慮して設定すること。また、予測精度にも留意すること。

(ウ) 地域区分の方法

受託者の提案によるものとするが、環境省・気象庁が提供する熱中症警戒アラートにおける8区分（宗谷／上川・留萌／石狩・空知・後志／網走・北見・紋別／釧路・根室／十勝／胆振・日高／渡島・檜山）を最低単位とし、道内基礎自治体における適応策検討に資する情報となるよう考慮して設定すること。また、予測精度にも留意すること。

(エ) 熱中症リスク

最高気温や暑さ指数など、熱中症のリスク指標として適当なものを検討し選定すること。

(オ) 熱中症搬送者数

実人数だけでなく、単位人口あたりの搬送者数（1万人あたりなど）の推計方法についても検討すること。なお、人口単位は設定した地域区分（その地域における人口）を勘案して設定すること。

エ 収集すべき情報及び将来予測手順書の作成に係る科学的妥当性の確認

(ア) 有識者へのヒアリング

熱中症や気候変動に関する分野の有識者各1名程度からヒアリングを行い、収集する情報や分析・計算方法、将来予測手順書作成の考え方等について科学的見地から妥当性の確認を行うこと。

(イ) 検討会議

道が開催する検討会議（オンライン 2回程度）における資料作成支援及び説明補助を行うこと。

オ 報告書の作成

アからエまでの実施結果を取りまとめ、報告書を作成すること。

## 2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

単独法人、法人以外の団体又は複数法人等（法人、法人以外の団体も含む。）による複合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。また、単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが既にその停止の期間を経過していること。
- (4) 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く、以下同じ）
  - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く）
  - ウ 消費税及び地方消費税
- (6) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）。
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- (7) コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

### 3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより資格審査申請書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 提出期限  
令和5年(2023年)5月9日(火)午後5時まで(必着)
- イ 提出方法  
持参又は郵送(配達証明、簡易書留、書留のいずれかによる)による。ただし、持参による提出の受付は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで。
- ウ 提出場所  
11に同じ
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

### 4 企画提案説明書の交付に関する事項

- (1) 交付期間  
令和5年(2023年)4月26日(水)から同5月9日(火)まで  
ただし、直接交付の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで
- (2) 交付場所及び方法
- ア 直接交付  
11に同じ
- イ 北海道公式ホームページからのダウンロード  
〈北海道環境生活部ゼロカーボン推進局気候変動対策課ホームページ〉  
[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/proposal2023\\_ccsurvey.html](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/proposal2023_ccsurvey.html)

### 5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限  
令和5年(2023年)5月23日(火)午後5時まで(必着)
- (2) 提出場所  
11に同じ
- (3) 提出方法  
持参又は郵送(配達証明、簡易書留、書留のいずれかによる)により7部提出。ただし、持参による提出の受付は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで。  
なお、提案者名は1部のみに記載し、残り6部については、文中にも一切記載しないこと。

### 6 質問の受付・回答

- (1) 質問の受付・回答  
企画提案書等の記載にあたって質疑がある場合は、次のとおり受け付ける。ただし、審査内容に関する質問については回答しない。
- ア 質問への対応方法  
電子メールでのみ質問を受け付ける
- イ 提出場所  
下記11の「公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織」と同じ  
なお、回答は、北海道公式ホームページに掲載する  
〈北海道環境生活部ゼロカーボン推進局気候変動対策課ホームページ〉  
[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/proposal2023\\_ccsurvey.html](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/proposal2023_ccsurvey.html)

ウ 質問の受付期限

令和5年(2023年)5月10日(水)午後5時まで(必着)

エ 質問様式等

様式は自由とするが、件名を「令和5年度気候変動影響の将来予測に関する委託業務に係る質問」とし、本文中に事業者名、担当者名、電話番号、メールアドレスを必ず記載すること。電子メールの送信後は、11の担当部課へ電話により連絡すること。

## 7 ヒアリングの実施

審査会において、企画提案についてのヒアリングを行うが、日時、場所、留意事項等は、別途通知する。

## 8 提案の無効

資格審査申請書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。

- (1) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- (2) 道が指定する様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。

## 9 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

## 10 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

## 11 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 名称  
北海道環境生活部ゼロカーボン推進局気候変動対策課気候変動適応係
- (2) 所在地  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 連絡先  
電話番号 011-204-5189 (直通)  
E-mail kikou.tekiou@pref.hokkaido.lg.jp

## 12 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、企画提案説明書による。
- (4) 本業務は道が環境省から受託する「国民参加による気候変動情報収集・分析委託業務」に関する業務であるため、委託事業者選定後、同省から再委任の承諾を得た後に契約を締結する。